

I. 修正合算番号単価の算定

(1) H28.7～12月の間の要徴収負担金額の算出 ($A - B - C = D$)

A 徴収すべき負担金総額 ●補てん対象額 6,759,576,086円 + ●支援機関事務費 55,343,396円 = 合計 6,814,919,482円	B 前年度過不足額 -157,070,721円	C H28.1～6月(算定月)間の徴収予定額 ①H28.1月分 467,395,882円 ② H28.2～6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 2,362,047,484円 (2円×1,181,023,742番号)	D H28.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 4,142,546,837円
--	-----------------------------------	--	---

(2) (1)の負担金額徴収のための合算番号単価の算定 ($D \div E = F$)

D H28.7～12月(算定月)間の徴収すべき予定額 4,142,546,837円	F 修正合算番号単価 2.8900...円
E 修正番号単価の適用を開始する7月から12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 1,433,370,183番号	F 修正合算番号単価 2.8900...円
$D \div E = F$	
↓	
3円 ※	

※ 総務省告示第429号第4条第2項に基づき、
整数未満を四捨五入とした

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) H28. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東 - B東 - C東 = D東)

A東	B東	C東	D東
徴収すべき負担金総額	前年度過不足額	H28.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	H28.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
<ul style="list-style-type: none"> ●補てん対象額 4,075,145,605円 + ●支援機関事務費 33,364,873円 = 合計 4,108,510,478円 	-	<ul style="list-style-type: none"> ①H28.1月分 281,778,953円 + ② H28.2~6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,424,007,554. 86884円 (1.20573999円 × 1,181,023,742番号) 	=
	-		=
	-		2, 497,039,724. 13116円

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH28. 7~12月間の徴収すべき額で除する
($F \times D東 \div D = NTT東日本修正番号単価$)

F 修正合算 番号単価	×	D東 H28.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H28.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額
3円		2,497,039,724. 13116円		4,142,546,837円

= 1. 80833663 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) H28.7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西-B西-C西=D西)

A西 徴収すべき 負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 H28.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 H28.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,684,430,481円 + ●支援機関事務費 21,978,523円 = 合計 2,706,409,004円	-62,754,967円	① H28.1月分 185,616,929円 ② H28.2~6月分 (予算算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 938,039,929.13116円 (0.79426001円 × 1,181,023,742番号)	1,645,507,112.86884円

(2) 修正合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、修正合算番号単価算出時に導き出したH28.7~12月間の徴収すべき額で除する
($F \times D_{西} \div D = NTT西日本修正番号単価$)

F 修正合算 番号単価	×	D西 H28.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D 修正合算番号単価の H28.7~12月(算定月)間 の徴収すべき見込額
3円		1,645,507,112.86884円		4,142,546,837円

= 1.19166337 円